

# 農地法第3条許可申請の手続きについて

日立市農業委員会

電話（22）3111 内線404

申請書の受付は、下表のとおりとし、本人または家族の方が持参し提出してください。やむを得ず代理人による申請の場合は、代理を証する書面を添付してください。

## 1 受付日程表

受付日	受付場所
随時 (毎月20日を締切日とし翌月10日の総会で審議します)	農業委員会事務局

注意 20日が休日のときは、直前の開庁日が締切日となります。

10日が休日のときは、直後の開庁日が総会開催日となります。

## 2 主な審査基準

- (1) 権利を取得しようとする者が所有している農地等に、請負耕作させたり、耕作放棄している農地等がないこと。
- (2) 権利を取得しようとする者は、権利取得後農業経営に必要な農作業に常時従事すること。  
(農作業に従事する日数が年間150日以上)  
※労働力、就農状況、機械の装備状況等により判断
- (3) 権利を取得しようとする者が、権利取得後効率的な農業経営ができること。  
※通作距離等により判断、資産目的、投資の対象としての取得は不可

## 3 申請に必要な書類

### (1) 許可申請書

※権利を取得しようとする者が法人である場合に添付

法人	必要書類
【農地所有適格法人】	農地所有適格法人としての事業等の状況
【農地所有適格法人以外の法人等】 (法第3条第3項の規定の適用を受けて当該権利を取得しようとする場合)	農地所有適格法人以外の法人等の事業等の状況

### (2) 添付書類

	書類	内容
申請地関係	登記事項証明書	全部事項証明書に限る。(3ヶ月以内のもの)
	申請人が所有者であることを証する書面	登記事項証明書の所有名義人と申請人が異なる場合等 ・住所移転の場合、住民票等 ・相続登記未了の場合、①相続関係図②戸籍・除籍謄本③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等
	その他参考となるべき書類	位置図及び公図の写し等

法人関係	定款又は寄付行為の写し	法人の場合
	組合員名簿又は株主名簿の写し	農地所有適格法人の場合
	その他参考となる書類	農地所有適格法人の場合、損益計算書の写し、総会議事録の写し等
法第3条第3項	契約書の写し	法第3条第3項の規定の適用を受けて権利を取得しようとする場合
	その他参考となるべき書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第3条第3項第2号に規定する「適切な役割分担」を証する確約書又は協定書の写し</li> <li>・法人である場合、定款又は法人の登記事項証明又は当該法人の代表者が発行する証明書等</li> </ul>
その他	その他参考となるべき書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利を取得しようとする者が、日上市以外に耕作している農地等がある場合、その所在地の農業委員会の耕作証明書等が必要。</li> <li>・任意代理の場合、委任状</li> <li>・新規就農者の場合、農地等利用計画書</li> <li>・以上添付書類の他、必要に応じて提出いただくことがあります。</li> </ul>